

教社第402号  
令和7年1月30日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

「習志野市子どもの読書活動推進計画」の策定について

### 2. 計画策定の趣旨

令和元年度から7年度を計画期間とする現行計画に基づき、子どもの読書環境づくりに取り組んでいる。この間、スマートフォン等の情報機器の浸透による情報の入手方法の多様化や、SNSやゲームに余暇を費やす人が増えたこともあり、全ての世代で読書離れが進んでいる。文化庁が令和6年に全国の16歳以上を対象として実施した調査においては、1カ月に1冊も読まないとの回答が6割に上った。

子ども時代の読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きていくうえで欠かせないものである。子ども時代に読書習慣をつけることがその後の人生を豊かに生きることにつながる。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、社会の変化に対応した読書環境の整備に引き続き取り組んでいくため、次期計画を策定する。